

虐待防止のための指針

2024/06改定

目次

はじめに

I	1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方	①
II	2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 (1) 定期開催 (2) 新規採用時 (3) 外部研修会へ参加 (4) 研修内容 (5) 研修記録 (6) 研修内容の周知徹底	①
III	3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	③
IV	4. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の対応方法に関する基本方針 (1) 市町村等への通報 (2) サービス内での報告及び対応 (3) 千葉県及び船橋市が実施する高齢者虐待等に係る調査協力	④
V	5. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の相談・報告体制に関する事項 (1) 虐待が疑われる事例を発見した場合の報告体制 (2) 事故報告、ヒヤリハット報告の報告体制 (3) 虐待が疑われるような、事故・ヒヤリハットの取り扱い	⑤
VI	6. 成年後見制度の利用支援に関する事項	⑤
VII	7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項	⑤
VIII	8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項	⑥
IX	9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項 (1) 「船橋市高齢者虐待防止マニュアル」の活用 (2) 他機関との連携	⑥
X	10. 本指針の改廃	⑥
XI	11. 附則	⑥

はじめに

土居内科訪問看護ステーション事業の人員、施設及び運営に関する基準省令35条の2に基づく虐待防止のための指針を以下のように定めます。

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者（訪問看護サービスを提供するご利用者）に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要です。当事業所では、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、当事業所が掲げる理念を実現させるため、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じます。そのための具体的な組織体制、取組内容等について、本指針に定めるとともに、運営規定第17条に明示しています。なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当施設では「高齢者虐待」を資料1のような行為として整理します。また、介護保険法にも人格尊重義務がうたわれていることや、当施設のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当施設職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及び、セルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とします。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止検討会議の開催

土居内科訪問看護事業の人員、設備及び運営に関する基準省令35条の2に基づき、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することを目的として、「虐待防止検討会議（以下、会議）」を実施します。

(2) 会議の組織

会議は、管理者、看護職員の代表者、事業部長で開催します。必要に応じて外部有識者として医療法人社団ディーオーアイ理事長（土居内科医院：土居良康医師）に参加いただき、必要に応じて会議を開催することとします。外部有識者の作家のほか、必要に応じて地域包括支援センターや船橋市指導監査課に相談・助言を求めます。

会議開催の責任者は土居内科訪問看護ステーションの管理者とします。また、必要に応じて「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下、担当者）」を任命します。その他、会議の構成・役割は下表のとおりとします。

構成員	役割
管理者	①虐待の防止に関する措置を適切に実施する。 ②虐待防止策の周知・進捗管理。 ③利用者・家族等への説明・相談対応。
看護スタッフ	医療的ケア等に関する検討。
事業部長	行政対応
外部有識者	第三者かつ専門家の観点からの助言

(3) 会議の開催

会議は必要に応じて開催とします。研修内容は身体拘束防止の内容も含めて実施とします。重大な虐待事例が発生した場合は、24時間以内に虐待防止会議を開催し、対象者の安全確保、改善に向けた対応方法等を検討します。会議は集合形式を原則としますが、必要に応じてオンライン等を活用して行います。

(4) 会議における検討事項（所掌事項）

会議では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を決定します。

- ① 虐待防止会議その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備・見直しに関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 従業員が高齢者虐待を把握した場合に、船橋市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ⑧ 虐待事例が発生した場合は、研修の場で事例検討を行うこと

(5) 結果の周知徹底

会議での検討内容及び結果や決定事項等については議事録その他の資料を作成した上で、事業部長及び全看護師により回覧するなどして周知徹底を図ります。

- ① 早期通報（通報先は地域包括支援センターまたは指導監査課）が行われたどうかの確認。
- ② 事例検討
 - (ア) 家庭内の虐待（養護者による虐待）。
 - (イ) 養護者以外による経済的虐待の事例検討。
 - (ウ) 当該事業所職員による虐待（要介護施設従業員等による虐待）の事例検討。
 - 身体拘束を行った事例検討。
 - 事業所から医師に行動抑制目的に鎮静剤投与を依頼した事例検討。
 - (エ) 虐待に至らないグレーゾンの事例検討。
 - 虐待かどうか分からないが虐待が推測される事例検討。
 - (オ) 現在進行中のすべての事例を、繰り返し管理者に報告する。
 - 終了した事例に関しても、今後の虐待防止に資すると判断される場合は会議の議題とする。
 - ・事業所の事例対応の適切さに対する評価と助言。
 - ・事業所の高齢者虐待防止のための指針及びマニュアル等の作成、改定。
 - ・研修会の開催（市や地域包括支援センター等が行う研修会の参加で代用可）
 - 研修を事業所職員全員が受けられるように配慮する（市や地域包括支援センター等が行う研修会のアーカイブ等の視聴で代用可）
 - ・ヒヤリハット報告書の記載内容の分析と対策の検討。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

経験が豊富で技能が高い職員ほど、虐待事例・困難事例に適切に対応できます。それゆえ、全職員の介護技能の研鑽が重要となります。一方で、優れた職員であっても、利用者に対して虐待を行う可能性があり、経験者でも内省が必要となります。これらのことから、高い介護技術の獲得と内省する機会として全職員を対象とした研修会を実施します。研修会は、本指針に基づき、研修プログラムを作成し計画的に実施します。

(1) 定期開催

全職員に対し、年2回（4月頃および10月頃）の研修会を実施します。なお、県や市、地域包括支援センターが行う「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会への出席をもって、定期開催の研修会の参加とすることもできます。定期開催の研修会に参加していない、参加できない職員には、高齢者虐待防止ネットワーク等のホームページ上にある「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けた研修動画」等の視聴をもって、研修会に参加したものとします。

(2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内に定め、虐待等の防止を図るための研修を必ず実施します。（R6年4月より導入）

(3) 外部研修会へ参加

県や市、地域包括支援センターが行う「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会に職員が参加できるよう、業務の調整等を行います。また、全高齢者虐待防止ネットワーク等のホームページ上にある「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けた研修動画」等の視聴ができるように配慮します。

(4) 研修内容

研修内容は以下のものを基本とし、詳細は虐待防止会議により定めます。

- ①自身の介護状況の振り返り
- ②虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- ③本指針の内容に基づく取り組み方法
- ④虐待通報義務の履行、ならびに虐待等に関する相談・報告の方法
- ⑤会議における決定事項

(5) 研修記録

研修の実施回ごとに、研修実施記録を作成し、保管・管理します。

(6) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底をはかるために、研修の開催日・時間帯等について十分に検討し、参加率向上に努めます。欠席者に対しては管理者により伝達し、その結果も研修記録に含めます。

4. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 市町村等への通報

虐待を疑う場面に立ち会ったり、虐待と認められる行為等を発見した場合、通報義務が発生します(高齢者虐待防止法第7条第2項)。したがって、虐待が疑われる、もしくは、虐待を発見した場合は、速やかに下記へ通報してください。その後、管理者に報告をお願いします。なお、被虐待者の心身に深刻な影響や後遺症を生じる可能性の高い虐待事例に遭遇した際は、即時、警察あるいは救急車を要請してください。また、通報者の秘密は守られます(高齢者虐待防止法 第8条、第23条)。通報した際に、氏名等を名乗らないことも可能です。

通報先

船橋市西部地区地域包括支援センター 047-302-2628
船橋市役所指導監査課 047-404-2712

高齢者サポートセンター市川東部 047-334-0070
高齢者サポートセンター信篤・二俣 047-327-3366
市川市福祉部介護保険課 047-712-8540

目前で暴力が行われているとき 110番へ

医療がすぐに必要な病気やけががあるとき 119番へ

土居内科医院 047-334-2686

(2) サービス内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者・利用者を発見し、上記関連部署に通報した場合には、速やかに管理者に報告します。この際、報告の方法・様式及び報告する内容は匿名でも行えることとし、報告を受けた管理者は、インシデント報告書を使用してその記録を作成し、船橋市に報告します。管理者は、下記の対応もしくは対応の指示を適時適切に実施します。

- ①当該利用者の心身状況の確認・安全確保
- ②通報の有無の確認及び必要と思われる場合の通報
- ③法人本部、家族等への報告(第一報)
- ④関係職員への事実確認、関係職員の勤務状況等の確認
- ⑤会議の臨時開催及び原因分析、事後対応・再発防止策の検討及び対策の決定
- ⑥事後対応及び再発防止策の周知・実行
- ⑦関係者への報告(第二報以降適時)
- ⑧必要に応じた懲罰の方針決定
- ⑨委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価
- ⑩虐待事例の事例検討会の実施

(3) 千葉県及び船橋市が実施する高齢者虐待等に係る調査協力

千葉県及び船橋市から、高齢者虐待等に係る調査協力依頼等があった場合には、速やかに協力します。

5. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 虐待が疑われる事例を発見した場合の報告体制

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針4の(1)、(2)、(3)に準じます。なお、虐待かもしれないと感じた事例を経験した時、虐待してしまったかもしれないと感じたときには、「ヒヤリハット報告」をする必要があります。

(2) 事故報告、ヒヤリハット報告の報告体制

事故報告ヒヤリハット報告のルールに従います。

(3) 虐待が疑われるような、事故・ヒヤリハットの取り扱い

事故報告ヒヤリハット報告委員会は、自己報告及びヒヤリハット報告に虐待が疑われる事例が含まれていないかを確認をします。虐待が疑われるような事例を発見した場合は、本指針4の(1)、(2)、(3)に準じます。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度や、その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、地域包括支援センター等に連絡を入れて対応の指示を仰ぎます。成年後見制度の概要は、資料3を参照してください。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情は、当施設において包括的に設置する苦情対応窓口において受け付けます。苦情対応窓口及び虐待対応については、重要事項説明書に示します。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、行政他の関連部署に報告します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者・家族、後見人、当事業所がサービスを提供する利用者及び当事業所の職員並びにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう、施設内に閲覧可能にします。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

(1) 「船橋市高齢者虐待防止マニュアル」の活用

本指針を踏まえて、「高齢者虐待防止マニュアル」に基づき、日常業務における虐待等の防止に努めます。

(2) 他機関との連携

県、船橋市及び他施設・他事業者との連携の機会及び同団体その他の機関が開催する研修会や情報交換等をする場には積極的に参加し、利用者の権利擁護に関わる研鑽を常に図ります。

10. 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

11. 附則

この指針は、令和5年9月1日より施行する。

資料 1 高齢者虐待の種類

○身体的虐待：身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

- 例) ① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為
② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為
③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにも関わらず高齢者を乱暴に扱う行為
④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 など

○介護等放棄：衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等養護を著しく怠ること

- 例) ① 意図的であるか否かを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させている
② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり、使わせなかったり放置する

○心理的虐待：著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の著しい心的外傷を与える言動を行うこと

- 例) 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること

○性的虐待：わいせつな行為をする又はわいせつな行為をさせること

- 例) 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為または強要

○経済的虐待：財産を不当に処分したり、その他不当に財産上の利益を得ること

- 例) 本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

資料2 成年後見制度

被虐待者が認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な場合、虐待を受けていても助けを求められないことがあります。このような障害をもつ方々が、とりわけ経済的虐待を受けやすい傾向にあります。このような場合、「成年後見制度」は被虐待者の権利を擁護するための有効な手段となります。

○成年後見制度

成年後見制度には、高齢者等の判断能力によって、法定後見制度と任意後見制度のいずれかを利用することとなります。

- ①法定後見制度：判断能力が不十分な人の権利を擁護するために、家庭裁判所に申立てをし、本人の判断能力に合わせて選任された成年後見人、保佐人または補助人（以下成年後見人等とする）が本人を保護、援助する制度。
- ②任意後見制度：本人が将来を見据えて公正証書で結んでおいた任意後見契約に従って、本人の判断能力が不十分になった時に任意後見人が本人を保護、援助する制度。

○成年後見制度の申立者

法定後見制度を利用するための申立ては、本人、配偶者、四親等以内の親族などが行うことができます。身寄りがなく、本人も申立てが困難なほど判断能力が低下している場合や、申立てができる親族がいても関与を拒否している場合などは、市区町村長が申立てをすることができます。

親族が虐待者の場合、「成年後見制度」の利用自体を拒否することがありえます。この場合は、『「成年後見制度」の活用が必要な状況にも関わらず虐待者や申立てを行うことができる4親等以内の親族が「拒否」または「存在しない」場合』に該当し、市長村長が申立人となることができます。しかし、被虐待者と虐待者の関係だけでなく、虐待者と支援者との関係も悪化させるリスクが高いことを考慮して対応します。なお、成年後見人等の権限は、被虐待者の権利をすべて擁護できるわけではないため、できる限り「成年後見制度」の利用に関して虐待者の理解を得るためみなき努力が必要です。